

平成 27 年度  
(案)

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

芦 屋 市

# 一般廃棄物処理実施計画目次

I	計画の位置付け	2
II	ごみの発生と処理の状況	
1	収集区域などの概要	2
2	ごみの種類別の発生量と処理量	3
III	排出抑制	
1	削減目標	4
2	目標達成の取組	4
IV	適正処理	
1	市・事業者・市民の責務	7
2	収集・運搬計画及び排出方法	8
3	中間処理計画	12
4	最終処分計画	13

## 添付資料

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

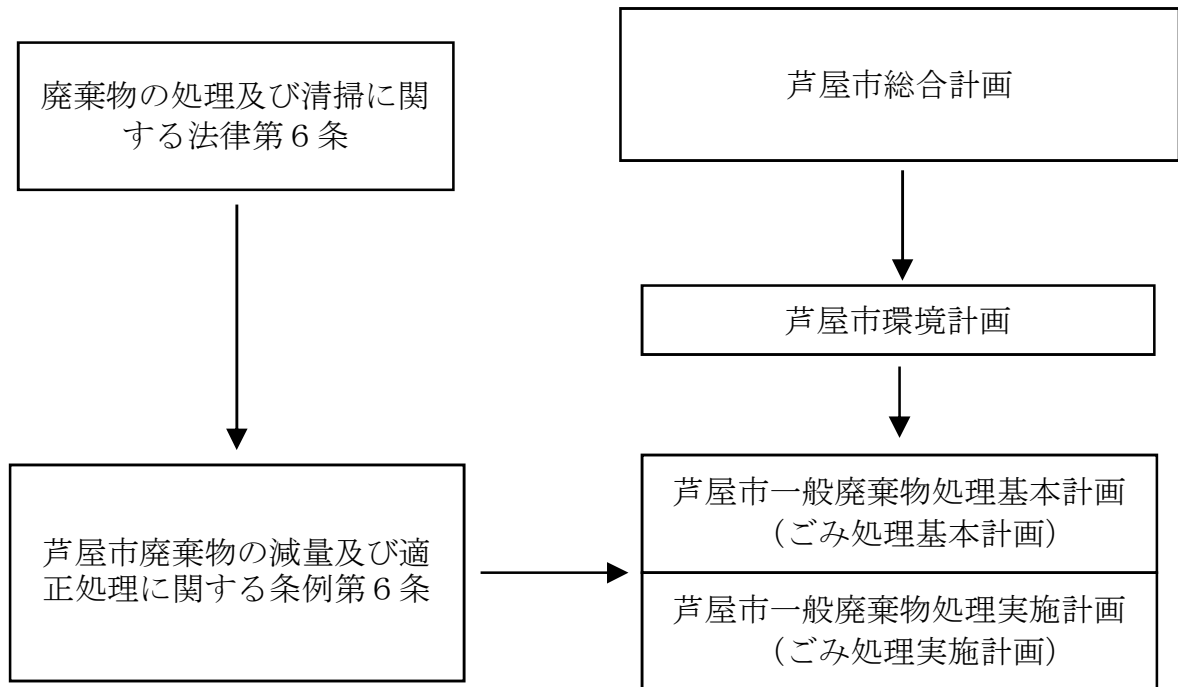
ごみ処理総合原価算出根拠（平成25年度）

芦屋市廃棄物処理実績及び推計

## I 計画の位置付け

本一般廃棄物処理実施計画は、市町村が計画的なごみ処理の推進を図るため、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるために必要な事項を定める。

本計画の位置付けは、次のとおり上位計画と整合を図り策定している。



## II ごみの発生と処理の状況

### 1 収集区域などの概要

(1) 収集区域 芦屋市全域

(2) 収集面積 18.57 k m<sup>2</sup>

(3) 収集人口

計画収集人口 96,897人 (平成26年10月1日現在)

ア 市(直営) 56,775人

イ 委託業務 40,122人 (JR以北地域及び楠町)  
(燃やすごみ収集対象の人口を記載)

(4) ごみ発生量(直接搬入を含む。)

(H26年度見込み)

収集(排出)区分	収集(排出)量
計画収集(直営・委託)	21,268 t
直接搬入(許可・自己)	11,060 t
合計	32,328 t

(H27.1月末までの実績値とH27.2月から推計値で算出)

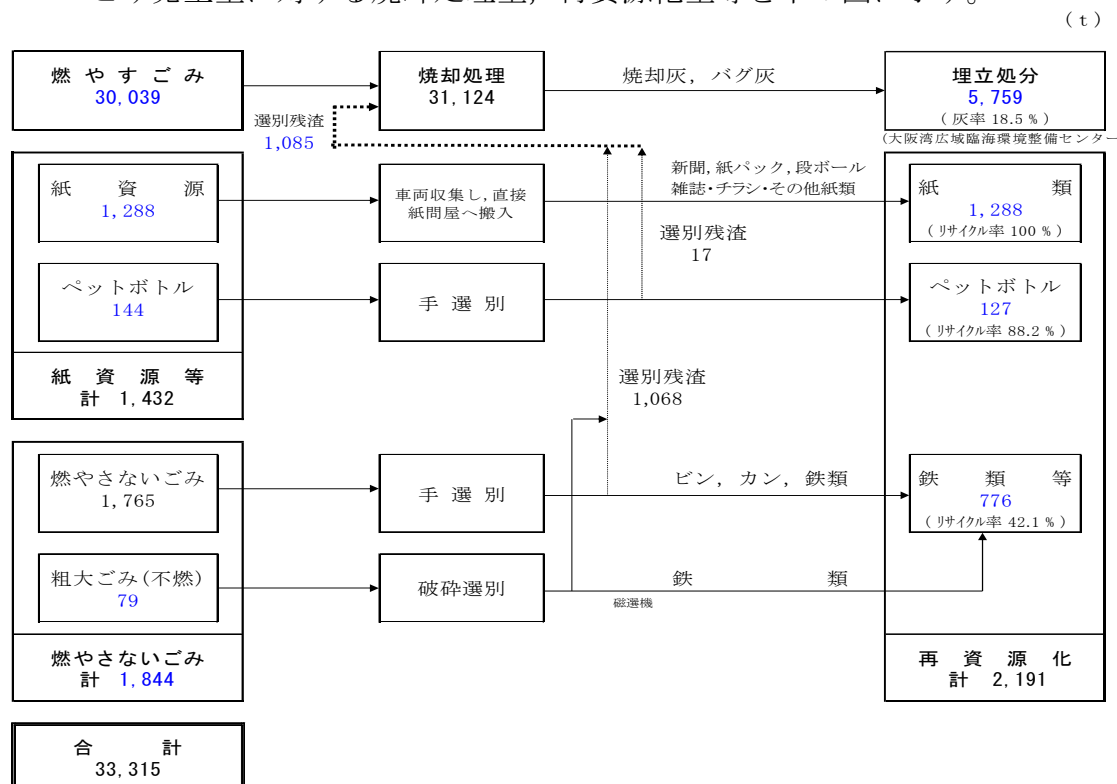
## 2 ごみの種類別の発生量と処理量

### (1) 区分別の排出状況

区分	年 度		H25実績	H26見込み	H27推計
	ごみの種類				
計画収集人口			96,659 人	96,897 人	97,100 人
計 画 収 集	直 営	燃 や す ご み	7,352 t	7,283 t	7,298 t
		パイプラインごみ	2,987 t	2,859 t	2,865 t
		燃 や さ な い ご み	808 t	771 t	773 t
		粗 大 ご み	264 t	229 t	229 t
		植木剪定ごみ及び一時多量ごみ	178 t	152 t	152 t
		紙 資 源	516 t	504 t	505 t
計			12,105 t	11,798 t	11,822 t
委 託	紙 資 源	燃 や す ご み	7,988 t	7,846 t	7,863 t
		燃 や さ な い ご み	918 t	887 t	889 t
		紙 資 源	772 t	737 t	739 t
		計	9,678 t	9,470 t	9,491 t
小 計			21,783 t	21,268 t	21,313 t
直 接 搬 入	許 可	燃 や す ご み	6,127 t	6,135 t	6,148 t
		燃 や さ な い ご み	78 t	91 t	91 t
		計	6,205 t	6,226 t	6,239 t
	自 己	燃 や す ご み (一 廃)	4,794 t	4,360 t	4,369 t
		燃 や す ご み (産 廃)	428 t	390 t	391 t
		燃 や さ な い ご み	105 t	84 t	84 t
計			5,327 t	4,834 t	4,844 t
小 計			11,532 t	11,060 t	11,083 t
合 計			33,315 t	32,328 t	32,396 t

### (2) ごみ処理フロー（平成25年度）

ごみ発生量に対する焼却処理量，再資源化量等を下の図に示す。



### Ⅲ 排出抑制

#### 1 削減目標

本実施計画の上位計画として、一般廃棄物処理基本計画がある。

本市は、基本計画の中で、ごみの減量化、再資源化計画として、環境省の循環型社会形成推進基本計画を参考に削減目標を設定している。

現在の達成率は、次のとおりになっている。

目標項目	目標数値	(基準)	(目標)	状況 (下段は削減率)			
		H12	H27	H24	H25	H26見込み	H27推計
一人一日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)	30%削減	788.2	551.0	587.0 25.5%	585.0 25.8%	566.7 28.1%	564.1 28.4%
事業系ごみ排出量 (t/年)	20%削減	10,105	8,084	10,101 0.0%	10,467 -3.6%	10,093 0.1%	10,114 -0.1%
一人一日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	25%削減	1,273.2	955.1	1,044.8 17.9%	1,059.7 16.8%	1,028.7 19.2%	1,026.5 19.4%
集団回収ごみ排出量 (t/年)	10%増加	(H21基準) 4,080	(H32目標) 4,488	4,044 -0.9%	4,073 -0.2%	4,056 -0.6%	4,083 0.1%

基本理念・基本方針に基づく目標値を達成するため、実績を検証し、今後も引き続き市民や事業者の協力の基に事業を進めていく。

#### 2 目標達成の取組

##### (1) 市民に対する広報・啓発活動

ア 「家庭ごみハンドブック」発行によるごみの出し方についての啓発

イ ごみ収集日カレンダーの配布

ウ 芦屋市公式ホームページでごみ全般について啓発

エ フリーマーケットの開催

芦屋市商工会と連携し、一般公募によりフリーマーケットを開催する。

オ 買い物袋（マイバッグ）持参運動の実施

平成19年に「レジ袋削減に向けたマイバッグ運動の取組みに関する協定」を本市と生活共同組合コープこうべが締結し、レジ袋削減を進めている。

カ マイバッグキャンペーンの実施

大型店舗前のスペースをお借りし、マイバッグキャンペーンを実施している。

キ 広報あしや「環境特集号」による広報及び啓発

ク 自治会等各団体への啓発

ケ リユース・フェスタの開催

粗大ごみで排出された自転車・家具類について、再利用可能品を環境処理センターにおいて修理し、市民に提供している。

リユース・フェスタを年4回開催できるよう目指している。

コ 市内の小・中学生を対象に募集したポスター展開催による啓発

サ 環境処理センター施設見学会の開催

シ 文字データ放送「まちナビ」で啓発

## (2) 再生資源集団回収事業

再生資源集団回収を実施する団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみ問題に関する意識の向上、資源の有効利用及びごみの減量化を図っている。

自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で組織された登録団体に対して、段ボール、新聞、雑誌、紙パック類、その他紙類、古着、カンを対象として、1kg当たり4円の報奨金を交付している。

### 回収実績及び推計

区分	年度						推計
	実			績			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26見込み	H27
計画収集人口(人)	95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	97,100
登録団体数(団体)	156	157	161	160	164	164	170
1 可燃系資源ごみ(t)	4,036	4,052	4,130	3,992	4,016	3,995	4,022
発生原単位(g/人日)	116	116	118	113	114	113	113
2 不燃系資源ごみ(t)	44	47	48	52	57	61	61
発生原単位(g/人日)	1	1	1	1	2	2	2
3 = 1+2 回収量(t)	4,080	4,099	4,178	4,044	4,073	4,056	4,083

(実績人口は、10月1日現在の住民基本台帳+外国人登録人口)

## (3) ごみ減量化・再資源化推進宣言店

本市では、平成5年4月から、ごみ減量化、再資源化に取り組む店舗、事業所等(主に小売店、スーパー等)を「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店」として指定し、市民、事業者、市が一体となったごみ減量化、再資源化運動の展開を図っている。

指定を受けた店舗・事業所等は、その活動内容に賛同した上で宣言の店であることを明示したステッカーを掲示し、現在46店舗が運動を行っている。

希望する店舗について、ホームページに店舗名を掲載し、活動内容の充実を図っている。

## (4) 収集ごみの選別・リサイクル

カン・ビン・鉄くずなど、再生資源として収集したごみを選別し下記品目ごとに再資源化を行う。

紙資源については、直接、再資源化工場に搬入している。

平成27年度は、再資源化量(資源化率)を増加させるため方策を検討する。

また、再生資源の持ち去りを防止するため、引き続きパトロールを行う。

《再生資源の品目》

白缶、アルミ缶、シュレッダー屑、鉄スクラップ、モーター類、アルミ屑、被覆電線ステンレス屑、ペットボトル、ビン(白・茶・その他)

小型家電については、環境処理センターに持ち込まれる物について平成27年度から、発生量などを確認するため、試行的に再資源化を行う。

**(5) 生ごみの排出抑制**

生ごみの再利用とごみの減量化をするため、「芦屋市家庭ごみハンドブック」等に「段ボールコンポスト」を掲載し、啓発をしていく。

**(6) 持ち込みごみの予約制**

ごみの減量化と適正処理のため、平成26年10月から持ち込みごみの予約制を導入した。

今後、予約システムで入力した事業系ごみの持ち込み状況を把握し、各事業所に対して啓発を行う。

**(7) その他**

ごみ減量化、再資源化を推進するため、各種啓発を行っていくとともに、啓発事業を発展させるための取組を検討する。

## IV 適正処理

### 1 市・事業者・市民の責務

#### (1) 市の責務

- ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制，再生資源の回収，分別収集その他の施策を通じて，一般廃棄物の減量を推進するとともに，適正な処理を図らなければならない。
- イ 市は，廃棄物の減量及び適正な処理について，市民及び事業者の啓発を行うとともに，自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない。
- ウ 市は，一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては，処理施設の整備及び作業方法の改善を図り，能率的な運営に努めなければならない。

#### (2) 事業者の責務

- ア 事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- イ 事業者は，その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに，その製品，容器等が廃棄物となった場合において，その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- ウ 事業者は，過大包装を自粛するなど廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し，市の施策に協力しなければならない。

#### (3) 市民の責務

- 市民は，廃棄物の排出を抑制し，再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り，廃棄物を分別してごみステーションに排出すること等により，廃棄物の減量その他その適正な処理に関し，市の施策に協力しなければならない。



## 2 収集・運搬計画及び排出方法

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「再生資源」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集する。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞」、「紙パック」、「ペットボトル」、「ビン」、「カン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とする。

### (1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市からの委託業者、一般廃棄物収集運搬業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行う。ただし、芦屋浜地域全域及び南芦屋浜地域の一部については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。

燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きい物、段ボール、植木類、大きな書籍等）は、月1回車両収集により行う。

ア 市又は市からの委託業務で収集運搬する一般廃棄物

市が収集・運搬する（市が委託して収集運搬する場合を含む。）廃棄物は、市の定める処理計画に適合した廃棄物で、次に掲げるものとする。

・一般家庭が排出する生活系ごみ

イ 一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

(ア) 事業所が排出する事業系ごみ

(イ) 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集運搬する場合を含む。）によらないごみ

(ウ) 事業活動に伴って生じたごみ

### (2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合芦屋支部で引き取り、市による収集は、原則行わない。

### (3) 排出方法

- ア 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。
- イ ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいう。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、一般の閲覧に供するものとする。
- ウ 市民は、生活系ごみを排出する場合は、別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出する生活ごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。
- エ 市民が排出するペットボトルは、平成27年4月から従来の月1回収集から月2回収集に改める。

### (4) 芦屋市さわやか収集

自らごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がい者で一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、ビン、カン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集する。また、希望する者に対して安否確認を行うことにより、高齢者又は障がい者の生活環境に支障が生じないよう支援する。

収集区分・回数・方法及び廃棄物搬入先

ごみの種類と収集回数		収集地域		収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北, 芦屋浜(高浜町10～20番), 陽光町8番20号, 南浜町10～19番, 涼風町)		市 直 営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回	J R以北, 楠町		委 託			
	随 時	芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町1～9番, 若葉町, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)		市 直 営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプライン投入口等に投入できない物)	芦屋浜(新浜町, 浜風町, 緑町, 潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)		市 直 営	ステーション方式		
	芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)		委 託				
燃やさないごみ	週 2 回	第 2・4 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市 直 営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
			J R以北, 楠町	委 託			
			芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町10～20番, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8番20号, 南浜町10～19番・涼風町)	市 直 営			
			芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)	委 託			
再生資源等	カ ン	第 3 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市 直 営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
			J R以北, 楠町	委 託			
			芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町10～20番, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8番20号, 南浜町10～19番, 涼風町)	市 直 営			
			芦屋浜(高浜町7番(一部)), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 海洋町1～7番, 南浜町1～9番)	委 託			
		毎 週	芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町)	委 託			
	ビ ン	第 1・5 週	J R以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北	市 直 営	ステーション方式		
			J R以北, 楠町	委 託			
			芦屋浜(新浜町, 浜風町, 高浜町10～20番, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8番20号・南浜町10～19番・涼風町)	市 直 営			
			芦屋浜(高浜町7番(一部)), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 南浜町1～9番, 海洋町1～7番)	委 託			
		随 時	芦屋浜(浜風町, 高浜町1～9番, 若葉町, 緑町)	委 託			
	ペットボトル	第 3 週(午前)及び第 1・5 週(午後)	全市域(高浜町1～9番, 若葉町を除く)		J R以北(楠町を含む), 芦屋浜(高浜町1～9番, 若葉町), 南芦屋浜(陽光町1～7番, 南浜町1～9番)は委託		ステーション方式
		第 1・3・4・5 週	高浜町1～9番, 若葉町				
段ボール	第 1・5 週	全市域		J R以南(楠町を除く), 芦屋浜(高浜町10～20番, 浜風町, 新浜町, 緑町, 潮見町), 南芦屋浜(陽光町8～20番, 南浜町10～19番, 涼風町)は市直営	ステーション方式		
雑誌・チラシ・その他の紙類	第 2 週	全市域			ステーション方式		
新聞紙・紙パック	第 4 週	全市域			ステーション方式		
粗大ごみ	申込み・予約制	全市域		市 直 営	個別収集	芦屋市環境処理センター	
一時多量ごみ							
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随 時	全市域		一般廃棄物収集運搬業者	個別収集		
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ							



### 3 中間処理計画

(1) 一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、市が行う。

#### ア ごみ及び粗大ごみの処理

##### (ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却する。

##### (イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却する。

##### (ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化をする。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）

一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とする。

##### (ア) 紙くず

##### (イ) 木くず

##### (ウ) 繊維くず

##### (エ) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外にも兵庫県電気商業組合芦屋支部が引き取る「兵庫方式」で処理をする。

エ 在宅医療廃棄物

##### (ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理する。

##### (イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理をする。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは、処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理をする。

(2) 中間処理施設

ア 名称 芦屋市環境処理センター

イ 所在地 芦屋市浜風町31-1

ウ 処理設備 焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230 t / 24 h (115 t / 24 h × 2基)
破砕機	可燃性	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
	粗大ごみ用	処理能力	10 t / 5 h 破砕寸法 200mm以下
	不燃性	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
	粗大ごみ用	処理能力	5~8 t / h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10 t / 8 h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13 t 刃元 74 t

(3) 中間処理の内訳

( H27年度推計 )

中間処理量 ( t )	内 訳	
	焼 却 量 ( t )	資 源 化 量 ( t )
32,396	30,205	2,191

4 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分による。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰, ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

種 類	概 要
焼却灰, ばいじん処理物	
委 託 先	大阪湾広域臨海環境整備センター
搬入基地及び所在地	尼崎基地 (尼崎市平左衛門町)
埋 立 処 分 場	神戸沖埋立処分場
埋 立 方 法	海面埋立方式 (管理型)

## 添付資料

### 芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

#### 1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

#### 2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項）

- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ50cm、直径10cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがある。

ごみ処理総合原価算出根拠 (平成25年度)

(円)

原価要素	区分	収集部門					中間処理部門				最終処理部門		合計	構成比
		車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼却	計	構成比	最終処理	構成比		
人件費	報酬	①			0	0.00%	183,800		183,800	0.02%			183,800	0.01%
	給料	②	131,217,399	4,188,536	135,405,935	18.28%	19,438,831	10,184,745	29,623,576	3.08%			165,029,511	9.44%
	諸手当	③	105,896,911	2,805,174	108,702,085	14.67%	14,106,753	8,499,597	22,606,350	2.35%			131,308,435	7.51%
	共済費	④	45,733,555	1,142,500	46,876,055	6.33%	6,977,464	3,677,286	10,654,750	1.11%			57,530,805	3.29%
	賃金	⑤	8,411,507		8,411,507	1.14%		2,122,101	2,122,101	0.22%			10,533,608	0.60%
	報償費	⑥			0	0.00%	16,440,008	8,100	16,448,108	1.71%			16,448,108	0.94%
	普通旅費	⑦	20,000	8,035	28,035	0.00%	9,376	15,169	24,545	0.00%			52,580	0.00%
	特別旅費	⑧	33,520		33,520	0.00%			0	0.00%			33,520	0.00%
	費用弁償		2,520		2,520	0.00%	4,000		4,000	0.00%			6,520	0.00%
	計(A)		291,315,412	8,144,245	299,459,657	40.43%	57,160,232	24,506,998	81,667,230	8.49%			381,126,887	21.81%
所要経費	需用費	⑨	18,469,834	47,959,944	66,429,778	8.97%	6,321,267	175,666,328	181,987,595	18.91%		0.00%	248,417,373	14.22%
	役務費	⑩	1,081,984		1,081,984	0.15%	1,152,029	603,730	1,755,759	0.18%	3,495,129	7.88%	6,332,872	0.36%
	委託料	⑪	5,778,684	84,261,450	133,791,000	30.22%	41,172,682	305,920,125	347,092,807	36.07%	40,855,565	92.10%	611,779,506	35.01%
	使用料及び賃借料	⑫	178,496		178,496	0.02%		213,410	213,410	0.02%		0.00%	391,906	0.02%
	工事請負費	⑬	126,000	149,026,500	149,152,500	20.14%	2,637,600	346,534,125	349,171,725	36.28%		0.00%	498,324,225	28.52%
	備品購入費	⑭	300,300		300,300	0.04%		0	0	0.00%		0.00%	300,300	0.02%
	負担金補助・交付金	⑮		50,000	50,000	0.01%	23,000	141,800	164,800	0.02%	10,000	0.02%	224,800	0.01%
	公課費	⑯	250,700		250,700	0.03%		345,700	345,700	0.04%		0.00%	596,400	0.03%
	計(B)		26,185,998	281,297,894	133,791,000	441,274,892	59.57%	51,306,578	829,425,218	880,731,796	91.51%	44,360,694	100.00%	1,366,367,382
部門別経費(A)+(B)		317,501,410	289,442,139	133,791,000	740,734,549	100.00%	108,466,810	853,932,216	962,399,026	100.00%	44,360,694	100.00%	1,747,494,269	100.00%
処理量(t)	⑰	9,118	2,987	9,678	21,783		6,061	31,124	37,185		5,759		37,388	
		A経費	B経費				C処理量						D処理量	
単位当り直接原価(円/t)	⑱	34,821	96,900	13,824	34,005		17,895	27,436	25,881		7,702		46,739	
【参考】 (延命工事除く)								17,219	17,329				38,234	
1人当り直接原価/年	⑲	7,863	18,041	3,324	7,663		1,122	8,834	9,956		458		18,078	
1世帯当り直接原価/年	⑳	17,094	40,424	7,374	16,882		2,472	19,462	21,934		1,011		39,828	
人口		40,376	16,043	40,240	96,659		96,659	96,659	96,659		96,659		96,659	
世帯		18,573	7,160	18,143	43,876		43,876	43,876	43,876		43,876		43,876	

人口、世帯数は、平成25年10月1日現在

A 経費 : 需用費 18,469,834円 = 需用費(15,768,707円) + 水道料(2,701,127円)

B 経費 : 需用費 47,959,944円 = 需用費(12,058,372円) + パイプラインセンター電気(35,901,572円)

C 処理量 : 処理量 6,061t = ペットボトル(144t) + 燃やさないごみ(1,844t) + 資源ごみ集団回収量(4,073t)

D 処理量 : 処理量 37,388t = 総ごみ発生量(33,315t) + 資源ごみ集団回収量(4,073t)



# 芦屋市廃棄物処理実績及び推計

(t)

区 分	年 度	実 績					推 計	
		H21	H22	H23	H24	H25	H26見込み	H27
行政区域人口		95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	97,100
計画処理人口		95,248	95,493	96,015	96,613	96,659	96,897	97,100
自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0
排出前資源化量 ( 集団回収量 )		4,080	4,099	4,178	4,044	4,073	4,056	4,083
計画収集	各種ごみ	11,892	11,628	11,510	11,497	11,663	11,417	11,441
	粗大ごみ	335	372	385	347	264	229	229
	植木剪定, 一時多量ごみ	218	169	197	161	178	152	152
	1 直 営 計	12,445	12,169	12,092	12,005	12,105	11,798	11,822
	各種ごみ	9,668	9,522	9,742	9,678	9,678	9,470	9,491
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	0	0
	2 委 託 計	9,668	9,522	9,742	9,678	9,678	9,470	9,491
3 計 画 収 集 量 小 計	22,113	21,691	21,834	21,683	21,783	21,268	21,313	
同上発生原 単位 g / 人・日	636	622	621	615	617	601	600	
直接搬入	4 許 可	6,079	6,096	6,035	6,035	6,205	6,226	6,239
	5 自 己 搬 入	5,400	4,753	4,824	4,672	4,899	4,444	4,453
	6 産 業 廃 棄 物	0	379	258	411	428	390	391
発 生 量 総 量 = 3 + 4 + 5 + 6	33,592	32,919	32,951	32,801	33,315	32,328	32,396	
中間処理	焼 却 t / 日	86	85	85	85	85	83	83
	焼 却 t / 年	31,419	31,016	30,976	30,844	31,124	30,142	30,205
	売 却 再 利 用	2,173	1,902	1,977	1,957	2,191	2,186	2,191
焼 却 灰	5,576	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,239	
最 終 埋 立 量	5,576	5,374	5,233	5,500	5,759	5,228	5,239	

※ 行政区域人口は、10月1日現在の推計人口  
 排出前資源化量は、集団回収により回収された資源化量  
 産業廃棄物量については、平成22年度実績値から計上する。